

治安及び地方制度委員會議錄第二十六号

昭和二十三年五月四日(火曜日)

午後二時十一分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 松野 頼三君 理事 門司 亮君

理事 高岡 忠弘君 理事 中島 茂喜君

理事 小暮 三郎君

大内 一郎君 大村 清一君

坂田 道太君 中島 守利君

菊池 重作君 久保田 鶴松君

松谷 天光君 高橋 長治君

小枝 一雄君 加藤 吉太夫君

出席政府委員

總理廳事務官 鈴木 俊一君

委員外の出席者

專門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第四一號)

○坂東委員長 これより治安及び地方

制度常任委員會を開会いたします。

本日の日程は内閣提出(第四一號)地

方自治法の一部を改正する法律案であ

ります。ただちに質疑に入ります。大

村委員。

○大村委員 この際簡単に總論的なこ

とをお尋ねしてみたいと思うのであり

ます。

過ぐる憲法會議におきまして、新憲

法の條項と相應應いたしまして、わが

國の地方制度を根本的に民主化するこ

う建前から、當時の府縣制、市制、

町村制等一連の地方制度に相當範圍

の改正が行われたのであります。その

後私からここで申し上げるまでもな

く、地方自治法という一本の地方制度

が打立てられたのであります。その後

もこの地方自治法が數次改正されてき

たように思うのであります。今回ま

たここに地方自治法の相當範圍の改

正が提案されてまいつたのでありま

す。もとより地方制度の上において

も、その民主化を徹底させる上におい

ては、逐次法令を改正することであり

も、實際問題として当然のことであり

ますけれども、しかし、あまりに頻繁

なる改正は、國民をして確固たる信念

をもつてこの新制度を運用していく面

において、遺憾な点が起るのではない

かと思うのであります。すなわち制度

の安定性というものは相當重要視しな

ければならぬことと思うのでありま

す。さりとて前に申しました通りに、

民主化の過程においては必要な改正

を遂行せねばならぬという必要

もあるものであります。この兩者をい

かに調和するかという問題は、實際問題

としてむずかしい問題ではあります

が、地方自治の健全なる発達を期し

たします上からいたしまして、この点

は相當に考慮を加えなければならぬ問

題ではないかと思うのであります。

そこで、二お尋ねしてみたいと思

いますのは、今次提案されました地

方自治法の一部を改正する点について

は、いかなる理由、いかなる必要から

このような改正を提案されるに至つた

のであるか。これはいろいろの理由が

に、從來の諸改正を實地に運用して

て、そこに欠点を發見してそれに

よつてこれを改正しよう、あるいはま

た地方制度民主化の線に沿つて改正を

するといつたとしても、一足飛びに理

想の域に達するわけにもいかない、漸

進的に改正するのやむを得ない事情が

あるから、そこでこの段階においてこ

のような改正案を出すに至つたとい

うようなこともあるいはあるかも知じ

せん。またあるいは關係方面のアドヴ

アイスと申しまするが、レコメンデー

ションがありまして、まことにものと

もな意見であるとして、それを實際採

用したということもあるかと思いま

す。それらの点につきまして、もしお

差支えがないといつたしますならば、お

差支えのない限度において、今次改正

案を提案するに至りました動機と申し

ますか、理由という点についてお尋

ねたいと思つてお尋ねしたいと思つて

あります。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまの大村

委員のお尋ねの点についてお答え申し

上げます。

地方自治法はいわば地方自治に關す

る憲法とも申すべき一つの基本的な制

度に關する法律でございますので、た

だいま仰せになりましたように、この

ような制度の類々と改正するといふこ

とは、これはもとよりできるだけ避け

なければならぬものであると存じます。

憲法の改正を輕々に扱うことができな

いと同じような意味におきまして、地

方自治法のような基本的な法典は、そ

の制定にあつて、できる限りの論議

を盡した上、一旦制定されましたら

ば、これを相當の時間、實際の運用に

かけていきまして、その運用の結果に

基いて慎重考究を加えた上でなければ

ない、これを改正することが適當でない

といふことが言えるだらうと思つてあ

ります。われ／＼といつたしまして

も、もちろんそのような考えであるの

でございます。ただ何と申しまして

も、地方自治法の制定はその内容が非常

に廣汎でありましたので、また時期的に

憲法の施行と同時に施行するように間

に合わせなければならなかつたとい

うな關係等もございまして、個々の

規定について當つてみますと、憲法

の第八章に定められております地方自治

の本旨という点から検討してみまし

て、なお制定後間もない時期であり

すけれども、この際若干の改正を加え

ておいた方がよいのではないかと思

われるような点がなきにしろあらずとい

う状態であるのでございまして。そう

いうような見地から、本來ならば改正の

時期ではないかと考えられるのであり

ますが、この際特に數箇の点について

改正をしなければならぬような事情

に立至つた次第でございまして。ちよつ

と速記を止めてください。

○坂東委員長 速記を止めてくださ

い。

(速記中止)

○坂東委員長 速記開始。

○大村委員 ただいまの御説明で大体

了承いたしましたのであります。十分

たび／＼改正するようなことは、十分

御考慮を願いたいというように感じますので、この際私の希望を述べまして、私の質問を終ることにいたします。

○坂東委員長 私から一点お伺いいたしますが、現在市町村長にして都道府県議員を兼ねておられる者があるのです。しかるにその土地が遠隔の場合には、都道府県議員の職を行うがために、結果としてその本職の市町村長の職務を行うことができない、あるいは不便なことがある。これは非常な弊害だと思いますが、この兼ね職を禁止するということについて、政府にお考えがありますならば、この際お伺いします。

○鈴木(俊)政府委員 府縣會議員等と市町村長等との兼ね職を禁止する考えはないかというお尋ねでございますが、これは従来のように名譽職という觀念で市町村長の性格を定めておりました時代と、地方自治法において市町村長について定めております性格とは、はなはだしく趣きを異にしてまいっておりますのであります。市町村長はやはりできるだけの全力を盡して、市町村の自治に当らなければならぬという建前になつておるのでありますから、それと他の公職との兼ね職ということは、できるだけ避ける方が適當であることは、申すまでもないと思つたのであります。ただ現在の地方自治法におきましては、やはり府縣令等において、市町村長として実際に市町村自治の運営に當つておられます人たちが、相當はいいこんでおりますことは、府縣會議事運営について内容を非常に充実せしめ、その運営が非常に建設的になるというような、一面の長所があるように

にも考えられるのであります。そういうところから、現在特には市町村長と府縣會議員との兼ね職というものを許しておるのであります。しかし、この点につきましては、今のお話の中にもございまして、今、町村長の仕事を一生懸命やるということになるならば、縣廳に近いところは別として、遠隔の地にありますような町村長等は、どうしてもいづれかの仕事を犠牲にしなければならぬという結果になると思われるのでございまして、これを非常に潔癖に、理論的に考えますならば、やはり兼ね職を禁止しなければならぬという説も、これまで成り立つ説であらうと感じます。政府としては、当委員会におかれまして定められる見解が、いかにように相なりまするか存じませんが、その委員会の御結論に對しましては、十分これを尊重してまいりたいと存じております。

○坂東委員長 いま一点お伺いいたしますが、府縣會議長の陳情等にあることに關しますけれども、府縣會議長が当該普通公共團體の事務を適時調査できるやう、地方自治法を改正して、その根拠を地方自治法に明示せられたいということでありまして、政府はいかなるお考えもつておられますか。

○鈴木(俊)政府委員 地方議會の閉會中において、委員会がどの程度地方公共團體の事務の調査権があるかという問題でございまして、委員会は議會の閉會中においては、特に付託になりました事件についてのみ、これを調査審議することができるよう規定上相なつております。議長といたしましては、地方議會の閉會中においては、議長独自の地位におきまして、各種の地

方公共團體の事務の調査をするという権限は、これは法律上認められていないと思つております。議長はやはり、地方公共團體の議會を代表して、議會に關する、また各種の事務を處理する地位にあるのであります。議長が議長たる地位において地方公共團體の事務を當然に調査する権限をもつておるといふことは現行法上は言えないと存するのであります。

○坂東委員長 他に御質問ありませんか。それでは今日はこの程度にして、次回は六日午前十時半から開會することとします。本日はこれをもつて散會いたします。

午後二時三十七分散會

昭和二十三年六月二十五日印刷

昭和二十三年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局